

平成 29 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 6 月 16 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 6 月 16 日 午前 8 時 58 分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第 40 号 可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 41 号 可児市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

報告事項

1. 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

事前質疑

1. 認知症予防を含めて可児市の介護予防事業の現状と今後について
2. 公共施設等マネジメント基本計画における今後の取り扱いを検討する施設について

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 次期委員会への引き継ぎについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	山根 一 男	副委員長	田 原 理 香
委員	富 田 牧 子	委員	山 田 喜 弘
委員	川 合 敏 己	委員	出 口 忠 雄
委員	板 津 博 之		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	西 田 清 美	こども健康部長	井 上 さよ子
教育委員会事務局長	長 瀬 治 義	子育て支援課長	尾 関 邦 彦
健康増進課長	小 栗 正 好	福祉課長	大 澤 勇 雄
高齢福祉課長	伊左次 敏 宏	こども課長	河 地 直 樹
教育総務課長	細 野 雅 央		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
書記 服部賢介

議会事務局
書記 山口紀子

○委員長（山根一男君） おはようございます。開会予定時間前ですけれども、おそろいということですので、始めたいと思います。

ただいまより教育福祉委員会を開会いたします。

例年、委員会冒頭に委員と課長の皆様より御挨拶いただいておりますけれども、今回から各委員会の担当部課長の名簿を、机の上にあると思いますので、お配りしております。これに変更させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第40号 可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは資料ナンバー5、議案説明書の4ページ、一番下の段でございます。それと資料ナンバー1、議案では51ページからとなります。よろしくお願ひいたします。

制定趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、可児市子育て健康プラザを設置するため、その管理運営について定めるものでございます。

内容につきましては、議案をごらんください。

主な条文を御説明いたします。

第1条につきましては、設置目的を定めております。可能性あふれる子供の健やかな育ちを支援し、市民の健康福祉の増進を図ることで、にぎわいと活力のあるまちづくりに寄与することとしております。

第2条では、施設の名称と位置を定めております。名称を可児市子育て健康プラザとし、所在地を示しております。なお、プラザの場所は、現在土地区画整理事業が行われておりました仮換地中であるため、旧地番で表示しております。本換地後に変更となる予定でございます。

なお、このプラザ全体とプラザの中に設置されます中央児童センターにつきましては、愛称の募集を行うこととしておりました。8月から公募を開始したいと考えております。

第3条では、プラザの事業を定めております。総合的な子育て支援、特別な支援を要する子供と家庭の支援、地域の子育て支援活動の充実と支援、市民の健康の増進、市民の交流の促進と、その他市長が必要と認める事業ということで定めております。

第4条では、休館日を定めております。年末年始のほか、月1日以内で規則で定める日としております。議案質疑で答弁させていただきましたように、施設のメンテナンスなどのために毎月第1土曜日を休館日とする予定にしております。

第5条では、開館時間。午前8時30分から午後9時としております。

52 ページに移りますが、第 6 条から第 14 条では、部屋や備品などの貸し付けに関する一般的な条項を定めております。

第 6 条では使用許可手続などについて、第 7 条では使用の制限、第 8 条では目的外使用の禁止、第 9 条では許可の取り消しなどについて、第 10 条では持ち込む設備や特別な設備の許可について、第 11 条では使用料の支払いや還付について。

53 ページのほうに移りますけれども、第 12 条では、使ったらもとに戻してくださいねということで原状回復の義務について、第 13 条では、壊したりしたものは弁償していただくというような損害賠償の義務について、第 14 条では、施設や他人の迷惑を及ぼすおそれがある場合は入場制限をしますよということを定めております。

第 15 条では、レストランなどを営業用に使用許可させることができるということについて定めております。

関連しまして第 16 条では、市に支払っていただく使用料について定めております。現行の行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例では、料金が固定されてしまいますので、この施設では事業者の方から提案があれば、規定額以上の使用料をいただくことができるよにということで、この条項を定めております。

54 ページに移りますが、第 17 条では、必要がある場合は部屋に立ち入ることができるよにという定めでございます。

最後の第 18 条では、条例以外の事項については規則で定めるということを規定しております。

附則の第 1 条では、この条例の施行日を規則で定めるということなどを定めております。

第 2 条では、市の保健センターが現在の総合会館からこのプラザに移転することに伴いまして、保健センター設置条例に定められております所在地の変更が生じるということで、改正するということにしております。

あわせて児童センターも移転することになりますが、これにつきましては次の議案で御説明をいたします。

55 ページをお願いいたします。

第 11 条で使用料について定めておりますけれども、その別表となります。市民の方などに貸し出すことができる部屋、備品の使用料を定めております。

それぞれの部屋の使用料につきましては、各施設の維持費用、ランニングコストや市内の同類施設とのバランスなどを考慮して設定をしております。

なお、備品につきましては規則で定めるということにしております。

備考では、この表に記載されていない共有部分を占有する場合の使用料を 1 で定めまして、2 のほうでは営利的な利用に供する場合には、使用料をこの額の 2 倍とするということを定めております。

なお、このプラザには立体駐車場を設けておりますけれども、駐車場の設置条例を別途制定するということにしておりまして、12 月議会にお諮りする予定にしておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

条例に関しましては以上ですけれども、施設内のレストランとあわせてクッキングスタジオ、健康スタジオ、市民活動室につきまして、市からの委託事業とともに民間のノウハウを生かした提案事業を実施していただける事業者を8月中の選定を目指して公募することにしておりますので申し添えます。以上でございます。

○委員長（山根一男君） これより議案第40号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（富田牧子君） この子育て健康プラザというのは、これまで駅前拠点施設とか、いろいろそういった呼びならわしてきた、それが正式にこの名前に変わるということですね。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） はい、そうでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、このプラザというのは建物全体をいうのか、それとも例えば3階部分は建物に市の保健センターが入っておるわけですけど、1階から2階までのことをいうのか、全体をいうのか、どっちなのか、ちょっと教えてください。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 全体を指す名称でございます。

○委員（富田牧子君） 全体を指すと、私がちょっとひっかかるのは、プラザの事業というところで、そこにある市の業務を欠くことはないと思うんですけれども、こういうふうでいいのかと思ってちょっと気になったので聞いているところです。

○委員長（山根一男君） 富田委員、今のは回答を求めますか。

○委員（富田牧子君） いいです。

○副委員長（田原理香君） 先日、一般質問で中村議員のほうからも質問がありましたが、カフェレストラン以外の事業内容についても、ちょっと御説明いただくと助かります。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） クッキングスタジオ、健康スタジオにつきましては、これは調理室と運動をするスペースということでございまして、これまで市が実施しておりました食育であったり、健康づくりに関する事業、こういったものを民間事業者を受託していただくということとともに、事業者からも事業の提案をいただきまして、市民の健康づくりなどに資すると考えられる事業に取り組んでいきたいということを考えております。

それから、市民活動室につきましては、まず第1としましては、利用者支援事業ということで、これは子ども・子育て支援法に基づくものでございますけれども、身近な場所で子育てに関する情報提供や相談、それから必要に応じた関係機関につないでいただくような、そういった活動が利用者支援事業としてございまして、こういったことをお願いしていきます。

それから、さらにこの施設内には、市民活動団体の市民活動室という今は名称を使っておりますけれども、ここの施設の目的に合った活動をする団体が供用して使っていただくスペースを設けておりますので、そういった部屋に常駐していただいて、利用調整であるとか、さらには、そういった団体の方と連携して、施設全体のにぎわいづくりのサポートをしていただいたり、そういったようなことを担っていただく事業者を募集、公募したいというふうに考えております。

○副委員長（田原理香君） 委託事業と、それから指定管理とかあると思うんですが、今回の健康プラザにおきまして、委託事業がどれとどれなのか、もう一回ちょっと教えてください。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 委託事業というのは、今の事業者を受けていただく部分ということでございますか。

○副委員長（田原理香君） どの部分が市のほうで、市が委託をするのか。市の職員がかかわるものは、じゃあどれですか。市の職員がやられるものは。

○こども健康部長（井上さよ子君） 田原委員のさっきの御質問に対して、委託事業の内容をカフェレストラン以外の事業内容ということで、多分この別表のクッキングスタジオ、健康スタジオの部分からまずお尋ねいただき、課長のほうがクッキングスタジオと健康スタジオについてはお答えしたかと思えます。

そこに関しましては、まず今、市が取り組んでいます現状の事業があります。それは保健センター事業として、クッキングに関しても、健康の運動に関しても行っていくことは継続いたします。ただし、そのほんの一部分の中で、これは民間の事業者さんに委託していただくといいなという、本当に細かな事業名で上げると、1事業、2事業的な要素は市の事業として委託する分がありますのと、プラス民間の事業者に発案していただいて、例えば市の運動でいいましたら、もっと若い世代の方への健康づくりのための運動の普及とか、そういったことがまだ取り組めておりませんので、新たな展開として、民間の事業者から発案をいただいた事業という部分はこれから未知の部分ですが、そういった要素を持った形での委託をクッキングスタジオ、健康スタジオ、そしてクッキングのほうも同じく食育の部分でまだ取り組めていない分野のところを発案いただいた形の組み合わせをお願いするという、ちょっと内容が口頭では、この事業、この事業というお示しをしにくいところございますが、そういったことで、クッキングスタジオと健康スタジオの事業は市の行う事業、それから民間にさらに発案していただく事業というものがございます。

そもそも保健センターの事業は保健センターが続けて動かします。児童センターにつきましては、条例に基づきまして指定管理制度を用いて、中央児童センターの運営はお任せしていくということを想定しております。

今、加えて市民活動室という機能のお話をさせていただきましたけれども、この条例には、一つ一つの施設名を提示した設定ではございませんので、一つ設計の中で市民の活動室というのがあったことを思い出していただければありがたいんですが、その2階の執務室の向かいに、そういった市民の方が活動していただく部屋を用意することがございますので、そこに関しては市民といいますか、公募をかけまして、市民参加を重視した形でいろんな相談であったり、子育て親子さんがいらっしゃったときに上手に案内をしていただいたりとか、そういった少し幅を持たせた市民参加の相談体制といいますか、そういった形のは公募をかけて委託をしたいというふうに思っていることとございます。もちろんカフェレストランは貸し付けで民間事業者をお願いいたします。主なものはそういう形でございます。

○副委員長（田原理香君） ありがとうございます。

なかなかイメージがつかなくて、何がどういふふうに市と委託事業が入っているのかわからなかったもので、ありがとうございます。

○委員（川合敏己君） 55 ページなんですけど、備考のところに書かれております、先ほども少し施設の説明の中でも触れられたと思いますが、この備考の1の部分なんですけれども、これは1階のフリースペースみたいなのところがありますよね。ああいうようなところを指していることでしょうか。具体的にどのような事例を、ちょっと上げていただきながら説明していただくとわかりやすいですが。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今、委員御指摘のとおり、ここにつきましては、この施設には、外の広場、中の広場、屋上の広場ということで3つの広場スペースを設けておりますので、こういった広場を使っていただく場合の設定でございます。具体的には今後詰めていくこととなりますけれども、こういった施設ですので、子育ての親子さんを対象にした手づくりの品をワゴンセールのようにして販売されるようなこともございますでしょうし、それ以外に、ひょっとすると新鮮な野菜を少し販売するというようなこともあり得るかもしれませんけれども、そういったようなイメージを今しております。

○委員（川合敏己君） それは2のところですよ。いわゆる営利を目的とした部分の話で、この1ですね。例えば文化創造センター a 1 a だと、ちょっとあいたところで高校生がダンスの練習をしたりとか、3時間ぐらいやっていたりすることはあるんですよ。そういうイメージを僕は持ったんです。そういう子たちからもお金をもらうんですかというのがちょっと根底にあるんですけれども。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そういった部分の使い方については、使用料を取るといふようなことは考えてございません。文化創造センター a 1 a と同じような形で自由に使っていただく部分であるかというふうに思っております。

○委員（川合敏己君） じゃあ1はどのようなケースを。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今、2ということをおっしゃいましたが、2のような場合には1も関連してまいりますので、1の利用料であって、営利になればその倍になると、3円が6円になるというような形の関係でございます。

○委員（川合敏己君） 1のケースってどういうケースがありますか。

○委員長（山根一男君） その答えはいかがですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 1のケースですと、そこを使って、営利ではないものとしては、いろんなにぎわいづくりということですので、例えばちょっとしたブースで音楽をするようなことであるとか、そういった決められた設備の許可を受けた中で活動していただくものについてはこの料金ということでございますし、単純に高校生たちが空間でダンスをしたりということは許可ということではございませんので、自由に使っていただければというふうに考えております。

○委員（出口忠雄君） 今の川合委員のところと関連するところですけど、使用料のところ、空調設備を使っても、それを含んだ料金設定なんですかね。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これにつきましては、空調なども全て込みの料金となります。

○副委員長（田原理香君） 駐車場が気になります。さっき駐車場の設置条例をつくられるとおっしゃいましたが、まず今は2階建ての90台収容の立体駐車場があるんですが、ちょっと何か催しをしようとする、90台はあつという間に埋まるんじゃないかなと思いますが、先ほどの設置条例とあわせてちょっと御説明ください。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 駐車場につきましては、今までの設計の中のシミュレーションの中で90台で確保できるということで設定はしておりますけれども、実際に、やはりいろんな使い方によっては不足するというございますので、今の総合会館の分室であるとか、また周辺の駐車場、このあたりを活用、図書館の駐車場なんかも日によっては使えることもございますので、そういったことも活用していきたいとは考えておりますけれども、実際には、開館して、状況を見ながら対策は考えていきたいというふうには思っております。

○副委員長（田原理香君） 例えば、近くに民間の駐車場も幾つかありますけど、場合によっては連携をとって、スタンプだけ持ってきて、そこへ持っていけば同じ条件になるということもあるかもしれない。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 言われましたように、民間の駐車場も周辺にございますので、そういったところの連携も当然考えていく必要があると思っております。

○委員（富田牧子君） 質疑というより要望なんですけど、今後業者を選ぶということなんですけど、一番注意していただきたいのは、衛生面でどれだけそこが子供たちのことを考えて、いろんな感染の経路を絶つとか、そういうことに熱心だということに評価をしていただきたいなというふうに思うんですね。新しいことをやってもらわなくてもいいので、今までですと、保健センターの健康診断に来てあの空間だけでした。それから、絆（きつずな）る～むへ行ってもあの空間だけでしたけど、今度この広いところになって、いろんな人が出入りする中で、やっぱりすごく心配なんです。

きのうも何が原因かわからないけど、幼稚園の子が2人死にましたよね。感染って物すごく怖いので、小さい子たちも出入りする、そして、もうちょっとほかの大人も出入りする。広い空間なんだけど、本当にそういうことにかに気を配って、私たちはこういう管理をやりますということを言えるような、そういうところを選定していただきたいという要望です、私の。

○こども健康部長（井上さよ子君） 恐れ入ります。田原委員の御質問の駐車場の件でちょっと補足の説明を加えさせていただきますが、今、課長が連携と申しあげました内容のこの詳細の部分でございますが、駐車料金の負担された償還払いを想定して、それを動かすというところまではまだ決定をしておりませんので、連携はどんなふうに行っていくかという内容はこれから詰めるということでの御理解をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員（板津博之君） ちょっとまた川合委員のところに戻っちゃいますけれども、先ほどの

使用料の部分で、備考の1の1平方メートル当たり1時間3円という算出根拠というか、例えばどこかを参考にしているのか、その根拠は何かというのを。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） この件につきましては、文化創造センター a 1 a であるとか、多文化共生センターフレビアで既に規定をしております、そういったものを参考にしております。

○委員（板津博之君） もう一点、第6条の3で、選挙のため、市の選挙管理委員会のプラザを使用するときは云々とありますけれども、これは投票所というのを想定しておるといふことでよかったですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そうでございます。投票所になった場合のことを想定しております。

○委員（山田喜弘君） 新規制定の条例なので、とりあえずそもそも論を聞いておきたいと思いますが、第1条で、子育て支援と市民の健康と福祉の増進を図るとにぎわいと活力のある市民がつけられる、できるということについての見解を簡単にちょっと述べていただきたいと思います。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） こちらにつきましては、ここに書いてあるとおりでございますけれども、やはり子育ての推進をしていくということ。それから、保健センターが移設いたしますので、そういった面で、子育てと市民の健康と、そういったところを駅前というにぎわいのところで、相乗効果でございませぬけれども、力を合わせてやっていきたいと、そういったような意味を込めております。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） あと、別表の各区分の算定根拠は何に基づいて算定しているんでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 先ほども少し御説明いたしましたけれども、この施設のランニングコストを算出いたしまして、そういったものと市内の同類の施設とのバランスを考慮して決定をしております。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） 細かいことはまた後に聞くということで、その中で、受益者負担と公費負担というのはどのような考え方があったんでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これにつきましては、市の内部で既に考え、方針を以前から持っておりますけれども、こういった施設の場合、施設の建設コスト、そういったものについては公費で、そして維持管理に係るランニングコストについて、受益者の方に負担していただくという大きな2つに分けた考え方をしておりますので、そういった意味で整理をして、受益者負担ということで算定をしております。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） そうすると、受益者負担として、一般にクッキングスタジオ等なんかは民間でも提供できるサービスだと思うんですけれども、その辺の兼ね合いはどう考えてみえるんですかね。

例えば公費負担の割合として、市が必ず行わなければならないみたいな100%公費だという話と、逆にこういうクッキングスタジオなんかを利用すると、それは100%受益者負担だ

というような、そのような割合みたいなことはあるんですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今も御説明しましたように、ランニングコストの部分を受益者の方に負担していただくということですので、民間の方が料理教室を開いてということになりますと、先ほどの営利ということで2倍という設定はございますし、ランニングコストを100%受益者の方に負担していただくという考え方でございますけれども。

○委員（山田喜弘君） 当然ランニングコストを受益者が負担していただくという話で、負担していただく割合として、公的な要素が強いのか、そういうのが少ないのか。要するに市場性が持っている部分でいうと当然受益者負担がふえていく、公費の割合が減っていくみたいな考え方があるんですけど、そのような考え方があったんですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今おっしゃられたのは、民間でも同じような施設がある場合と、民間にはないものという考え方かと思うんですけども、受益者負担の考え方でも100%から半分ぐらいまでとかいう考え方はいろいろございます。本当に公共しか持っていない特殊な施設、文化センターみたいなもの、そういったものと今の料理教室とかプールとか健康スタジオみたいな、そういった民間でもあるような施設というところでの幅のことかと思っておりますけれども、ここにつきましては、そこで言うところの100%負担していただくということで考えを整理しております。なので、使い方によって減らすとか、そういうことは考えておりません。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、規則がわからないのであれなんですけれども、営利目的を想定した場合、具体的な使用例みたいなことは何か想定しているんですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 具体的といいますか、一般的に物品の販売であるとか、そういうものになるかなというふうには考えております。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、減免規定についてですけど、その考え方をちょっと御説明いただいて、例えば高齢者とか子供とか障がい者とか、そういう部分についての減免というのは、どのような考え方があるんでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今ここで減免という形にしておりますのは、公共が使う場合であるとかを想定しておりまして、通常の利用者の方による減免というものは、この施設については対応しないというふうに考えております。貸し館が中心の施設ではないということが大きな要因でございまして、そういった形で、文化創造センター a 1 a と同じような形で減免については考えていないということでございます。以上でございます。

○副委員長（田原理香君） 健康スタジオの場合、民間の健康体操をやっているところが結構ありますよね。市にとっても、そういう方々にとっても、内容によっては多分オーケーなんだろうと思うものにおいて、例えば毎週木曜日にそういうのを入れていこうとすると、使用料が倍になってということだけで、それは通っていくものなのか、その辺はもう何でもオーケーなんですか。その辺の使い方が。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） この施設は市の施設も入っておりまして、市の自主事業といえますか、今、保健センターなどでやっておる健康づくりとか、そういった事業も行って

まいりますし、受託した事業者の提案による事業も行ってまいりますので、そういったところであく時間があれば、その部分は使っていただくことは可能ですけれども、それが定期的に使えるかというところについては、事業等の内容が決まらないとはっきりはいたしません。

ただ、この施設の利用につきましては、そういった市のほうと、先ほど話しました市民活動の部門と、それから健康スタジオ、クッキングスタジオを運営する事業者とレストランも含めまして、事業調整委員会というものを設けて、本来のこの施設の趣旨に、目的に沿ったものであるかどうか、そういったものを優先するとか、そういった事業調整の組織を立ち上げることにしておりますので、その中で申し込みいただいたものが可能なものであればできますでしょうという、その辺は、そういったものを動かしていく中で判断していくことになるかと思えます。

○副委員長（田原理香君） 運用が始まった後いろんなことが起きてきた場合の見直しということについては、どのように考えられますか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 当然新しい施設ということですので、どのような形になるかというのは予測が難しいですけれども、やはりこういった社会情勢、いろいろ激しく変化してまいりますので、やっぱり使った中でふぐあいが出たりとか、改善したほうが良いということも当然出てまいりますので、そういったところは当然見直しをかけていきたいというふうに思っております。

○副委員長（田原理香君） 期限みたいなものは、とりあえず半年たってからとかというものは設けられますか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今のところ、そういった設定は考えておりませんが、やはりある程度1年とか2年とか動かしてみないとわからない部分が出てくるのじゃないかなというふうには考えております。

○副委員長（田原理香君） であれば、先日、一般質問の中で、月に1回休みをとられるという中で、予定として、第1土曜日というお話がありましたが、私自身は土曜日というのはお父さんも、みんなが来られるときなので、できれば土曜日は避けたほうが良いんじゃないかなというふうに思っております。それから、午後9時で閉館というのも、御説明の利用の仕方が高校生の居場所づくりということで、高校生はやっぱり9時には帰ってもらいたいから9時だというふうにおっしゃいましたが、であれば、高校生に9時に帰ってちょうだいと言えば済むだけのことなので、それは理由にならないと。駅前であれば、やっぱり帰りがけのお母さんやお父さん方もお勤めをされている方々も来られるということであれば、9時ではなくて10時でもいいんじゃないかという気もしておりますが、今これって、1年間そのままかもしれないとおっしゃったので、その辺の開館時間や休館日については、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） まず休館日につきましては、この施設の市民を交えたワークショップなどの中での御意見として、日曜日は少イベント的なものを行いたいということで、日曜日はあけていただきたいというような御意見もいただいております。そうしたこ

とを踏まえまして、土曜日、平日は当然事務所があいておりますので休められませんので、そういった関係で土曜日ということに設定をしております。

それから開館時間につきましては、おっしゃることも考えられますし、やはりうちのほうとしては、議会でも答弁したような考え方に基づいて、今は午後9時までという設定をしております。また、このあたりも利用状況であるとか要望などによって考えることが必要になるかもわかりませんが、一方で、雇用確保の難しさであるとか、働き方改革ということを叫ばれておりますけれども、こちらの館側で働くスタッフのことも配慮していく必要があるかなとは思っておりますので、そういったことも総合的に判断していきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 私は午後9時は当然だというふうに思うんですね。あのときに、県の条例で10時までに帰宅するようになっていると言われたので、ああ、そうなんか、県の条例ではそうなっているのか。そう思うと、例えばフレビアで結構遅くまで子供たちがいるとか、そういうことは本当にいいのかなというふうに思って、すべからくこれにあわせて、やはり夜の時間は9時までということでやっていただいたほうが、本当に子供たちのためにはなるんじゃないかなというふうに思いました。

初めは、私も10時までとは違うのかなと思ったけれど、それを聞いていて、それからいろいろなところの例を見るに、9時を過ぎても子供たちがいると、そういうことではやっぱり決してよくないというふうに、子育てプラザなのですから、9時にするのは私は当然のことだと思いますし、これはもうこれから先、時間を延ばすとか、そんなことはやめていただきたいなというふうに思います。

○副委員長（田原理香君） 私は10時でもいいと。子供たちのことを考えれば今おっしゃるとおりです。それこそ10時までたむろしているということ容認するものではありませんが、ただ、この施設には、みんながとにかく集まってくる。子育て世代のお父さんやお母さんたちも、とにかく何といってもここは駅の前にあるところなので、仕事が終わった後でも気軽にここに来てもらえるような施設であっていいのかなといったところです。ただ、先ほどから言っているように、本当に9時がいいのか、10時がいいのか、もっと早くて8時でいいのかわからないです。本当にやってみて、やっぱり今おっしゃったように、9時がやっぱりいいんだと。9時でちょうど切りのいいところになるよねかもしれないし、やっぱりせっかくもうちょっとおりたいなという雰囲気、ひょっとかすると、レストランもあわせて10時かもしれんし、もうちょっと聞きたいながあるかもしれんので、ちょっとその辺は、先ほどから言っているように、融通じゃないけれど、その辺を見計らってもらいたいなというふうに思っています。

実際、私自身も9時なのか、10時なのか、ただ子供のことを考えてということで、じゃあ9時になったら子供は帰ることにすればいいというものもどうかと思いますが、何かその辺できんかなと。ただ、早い時間に閉めてしまうのは、せっかくのこのプラザのにぎわいと活力のあるまちづくりに寄与するためという目的からは一考してもよいのではという気がして

発言しているところです。

○**こども健康部長（井上さよ子君）** 開館・閉館時間につきましては、課長が申しあげましたとおり、御意見もいただきました。申しあげた今の方針からスタートする。社会情勢のことも申しあげましたけれども、周辺環境としましても、駐車場もまず 90 台プラスアルファの確保からのスタートでございます。分室のほうで確保できるのも少し時間差も生じますし、その他、やはり利便性の駐車場の整備ということも利用者の動きにも大きく関連すると思います。

また、子育てを中心とした施設の設計でございますので、やはり高校生の帰宅時間であったり、親子さんの世代がどんなふうに夜動かれるかにつきましては、やはりまず家庭の動きを大事にさせていただきたいことを願っておりますし、にぎわいの部分におきましては、レストランのほうは柔軟な運用ができるように既に用意はしておりますので、そこからのスタートということで進めたいと思っておりますので、また御意見を頂戴しながらと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○**委員（板津博之君）** この第5条の2のところに、市長は特に必要と認めるときは前項の開館時間を変更することができると思いますが、どういったことが考えられるかわかりますか。

○**子育て支援課長（尾関邦彦君）** 具体的に何という想定はしておりませんが、臨時的に開かなければならないようなケースを想定しているということでございますので、具体的にこの場合にとということではございません。以上です。

○**委員（山田喜弘君）** 第9条の5項ですかね、公益上特に必要と認められるときというのは、どんなときですか。

○**子育て支援課長（尾関邦彦君）** これも緊急避難的に設けてはございますけれども、特に、例えば大きな災害が起きて、そこを使う必要が出てきたりとか、そういったケースも考えられると思います。以上でございます。

○**委員（板津博之君）** 直接条例とは関係ないかもしれませんが。先ほど部長のほうから市民活動室の話が上がっておったんですが、もう一回確認なんですけど、ここは2階の執務室の向かい側にあって、どれぐらいの広さか、ちょっと私も図面をきょう持ってきていないのでいけませんが、何らかの市民団体の方が常駐するというところでよかったですでしょうか。

○**子育て支援課長（尾関邦彦君）** 受託していただいた方に常駐をしていただくという予定でございます。

○**委員（板津博之君）** ちょっとイメージの問題で、例えばでいいですけど、どういった団体というか、民間で受託するということは、今この市内で活動されている団体さんでいうと、具体的な名前は上げにくいかもしれませんが、こんなようなところが想定されるというようなことがあれば教えていただきたいです。

○**子育て支援課長（尾関邦彦君）** 具体的にというのはなかなか難しいんですが、子育てに関心を持って活動いただいている団体が想定されるということでございます。

○**委員（板津博之君）** その1つの団体で、じゃあ、その市民活動室なるものを使用していた

だくということですよ。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 受託はその団体が受けていただくんですけれども、その部屋というのは、そういう子育てであるとか健康にかかわる団体が、登録していただいて、打ち合わせであるとか、いろんな事業の準備に自由に使っていただけるような部屋をイメージしておりますので、そういった使い方を想定しております。

○委員（板津博之君） 何となくわかりました。

あと一点は、事業調整委員会という言葉が先ほど出てきたんですけれども、受託された団体さんも、その事業調整委員会のメンバーとなられるということでしたっけ。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そのメンバーに入っていただくことにしております。

○副委員長（田原理香君） 市の方はどういう方が、またほかはどういう方がメンバーに入れますか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） この施設にかかわるといってございまして、レストラン、それからクッキングスタジオの受託者、それから健康スタジオの受託者、それから児童センター、そして今の市民活動室の受託者、そして市の子育て支援課が中心になると思いますけれども、メンバーと一緒に入ってということを考えております。

○副委員長（田原理香君） 入場料の制限はございしますか。

受託された方々が、例えば、きょうはお一人様3,000円の会費でクッキングスタジオをやりましますよみたいな、そういう入場料や会費についてはどういった規定がありますでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） それは、受託されたクッキングスタジオの事業者さんが自主事業としてやられるケースということによろしいでしょうか。

今、金額設定というのは、特に制限を設けているわけではございませんけれども、やはり料理教室であれば食材によって料金も変わってくると思いますけれども、どういった自主事業をやっていただくかということも、市と協議して行うことになりますので、事業者さんが勝手に設定するということではございませんので、やはり市民が使いやすい価格設定などになるかという、その辺の調整は当然していくことになると思います。

○副委員長（田原理香君） 今、気になっていることは、こういう公的なところで、私益を得ようとしている方々が、悪いとかいう意味じゃないですよ。指定管理でもそうですけれど、どんどん公共的な空間のところに私益を求められる方が入ってきたときに、その辺の調整の仕方、先ほど調整委員会でもされるとおっしゃいましたけど、判断の仕方というのが非常に大事になってくると思うんです。

その辺のところをやっぱり、もうちょっと、できれば私益というよりも、地域の人たちや市民の人たちが、できれば自分たちでやれるように育てていくような、その辺もちょっと考えておられるでしょうか。それはないですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） まさしくその部分が市民活動室を使っていただく団体になりまして、そういった団体が、複数の方が交流したり、それから事業者と一緒にコラボしたりということ、その施設を使って事業を行っていただくことを想定しておりますので、今

議員が言われたようなことを期待はしたいというふうに思っております。

○委員（出口忠雄君） 使用のところなんですけど、この施設の使用申請を出したときに、ここでは市長が許可するとなっていますけど、現実的に現場の受け付けされた窓口で、使用あるいは不許可と、その判断は窓口でされるの。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 施設の利用許可につきましては、窓口を設けて、子育て支援課が窓口になると思いますけれども、そこで判断をしております。

○委員（板津博之君） またちょっと事業調整委員会の件に戻っちゃうんですけども、これはこういうものを設置する予定ということだと思んですが、それは規定する必要はないですか。何かしら条例なり、そういった事業調整委員会を置くとか、そういった文言というのはこの中には必要ないということでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そこまで規定する必要はないというふうに判断しております。

○委員（板津博之君） もう1点、施行日の件なんですけど、当初の説明の中でももしかしたらあったかもしれませんが、市長が規則で定める日ということで、具体的な日にちは入っていないんですけども、もちろん工事との兼ね合いとかそういったこともあるかと思うんですが、こういった表記になったことは、理由は何でしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 施行の日につきましては、少しやはり工事の兼ね合いであるとか運営の兼ね合い、先ほどの事業者の公募などの兼ね合いも出てまいりますので、だから今の時点で決定するということができませんので、規則で定めるというふうにさせていただいております。

○委員（山田喜弘君） 最後に、この別表の使用料の改定については、どのような考え方なんですか。例えば消費税率が上がったとか、経済状況が変わったみたいなところで、この使用料の見直しについて、どういうふうに考えてみえますか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今おっしゃられましたように、消費税の改定ということが予定されておりますので、そういった時点にまた判断をして、どうするかは判断していきたいというふうに考えております。

○委員（板津博之君） 今後のスケジュールなんですけど、先ほど8月中に事業者公募をするという説明だったかと思うんですが、それでよろしかったですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 事業者さんにつきましては、8月中に決定をしたいというふうに考えております。ですので、7月上旬から公募に入りたいというふうに考えております。

○委員（板津博之君） それはプロポーザルになるかどうかというのはまだわからないですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） プロポーザルで行いたいというふうに考えております。

○委員長（山根一男君） ほかに、質疑ございませんか。

じゃあ私から1点、田原副委員長と近いんですけども、55 ページに記載のとおり、使用者が入場料を徴収して使用する場合は、要は料金が2倍になると。これ、例えば市民活動

室を利用して講演会を開くとか、クッキングスタジオを使用して子ども食堂を開きたいとか、実費に当たるものなんかを徴収せざるを得ないことが結構あると思うんですね。例えば文化創造センター a 1 a ですと、1,000 円までだったら倍にはならない、1,001 円以上取ると変わるんです。要するに、これを営利目的と言えるかという話なんです。そういった場合、ここにはこれに類する費用というふうにも書かれているので、1 円でも何か集めると、それはこの料金は倍になるというふうに読み取れてしまうんですけれども、そのあたりの考え方というか、兼ね合いはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） ここで入場料と記載してございますのは、その後段にもありますように、基本的に営利、物販などの営利に準ずるものというふうに考えておりますので、一定の利益を得るものというふうに考えております。

このため、実際には行われる事業の内容によって判断ということになるかと思えますけれども、過大なものを除きまして、材料費であるとか、資料代などの実費相当というものを徴収するようなものであると判断される場合は、通常の料金を適用するというふうで運用はしてまいりたいと考えております。

○委員長（山根一男君） わかりました。

そうしますと、もう一つ、営利の考え方ですが、これはここだけじゃないかもしれませんが、業者といいますか、例えば習い事をするにしても、公民館もそうですけれども、お金を取りますけれども、どれ以上になると営利というふうに判断されますか。それとも営利法人がやるとそうなるのか、その辺の線引きがもしわかればお願いします。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 文化創造センター a 1 a など貸し館主体で、またその頻度も高い施設におきましては、やはりその辺の判断を 1,000 円というところで線引きをして、事務上は行われているということでございますけれども、この施設は先ほどから申しおりましたように、設置の目的であったりとか、貸し館を主体の施設ではございませんので、やはりそれは行われる事業一つ一つの中で判断をしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（山根一男君） わかりました。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○副委員長（田原理香君） もう一つ、今の部屋の借り方について、この目的がさっきの設置の第 1 条に当てはまっているかどうかということ部屋を貸すということですよ。基本はそこですよ。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そうですね。設置目的、ただあいている時間というのがありますので、そういった目的に沿うものを優先するとか、そういった考え方もございますので、そのあたりの手続上のことについては今後詰めていきたいというふうに思っております。

○副委員長（田原理香君） 済みません、くどいようで。ちょっと自分ですとんと落ちておらんのです。例えば健康スタジオで、じゃあ 6 時半から 8 時までダンス教室をやります、体操教室をやりますと。駅前なので、いい場所にあるので、仕事帰りの方々がここで体操教室だ

ったりダンスとかという、何とかいうやつとかの利益を目的とされる方がつくってこられるだろうと思いますが、一応そういうのは健康においてオーケーなので、一応オーケーだということになりますよね。そういうことですよ。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 委員のおっしゃられるとおりです。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ありますか。もうよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了したいと思います。

続いて討論を行います。討論のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第 40 号 可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決したいと思います。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でありますので、よって、議案第 40 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 41 号 可児市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） それでは、議案説明書の 5 ページ、議案では 56 ページからとなります。よろしくお願いいたします。

改正趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、広見児童センターを廃止し、中央児童センターを可児市子育て健康プラザ内に設置することに伴い、改正するものでございます。

議案にお戻りください。

第 1 条では、改正前の太枠内、広見児童センターを改正後で削除します。

第 2 条では、改正前にない中央児童センターを改正後、太枠のとおり追加をしております。少し紛らわしい表現でございますけれども、広見児童センターにつきましては、平成 30 年 3 月 31 日をもって閉館し、中央児童センターについては、プラザの開館日に合わせて開館することにしております。

先ほど御説明しましたように、まだ開館日が決定しておりませんが、広見児童センターが閉館してから中央児童センターの開館までに期間があく可能性があるため、このような記述となっております。

57 ページをお願いいたします。

中央児童センターの休館日、開館時間は、プラザの休館日、開館時間と同じとなり、他のセンター、館とは異なるため、改正後の 6 条で休館日を、改正後の第 7 条で開館時間をそれ

ぞれプラザに合わせるように規定をしております。

附則では、先ほど御説明しましたように、閉館と開館の時間差の可能性がある関係で、第2条をただし書きとして加えております。以上でございます。

○委員長（山根一男君） これより議案第41号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようでございます。それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんね。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第41号 可児市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第41号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで、議事の都合によりまして暫時休憩、10分間の休憩としたいと思います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時09分

○委員長（山根一男君） 時間前ですけれども、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

報告事項1. 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） よろしくお願いたします。

資料の3になります。まず、本計画についてでございますけれども、これは子ども・子育て支援法第61条に基づきまして、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として定めたものでございます。この計画は、待機児童対策を中心とした具体的な数値目標を設定し、教育、保育及び子育て支援の具体的な提供体制とその確保対策の策定を狙いとしたもの

で、主な内容としましては、資料でございますように3点ございます。

1つ目は、教育・保育事業、幼稚園保育所でございますけれども、こちらの見込み量と確保の内容、実施時期を示しております。

2つ目は、地域子ども・子育て支援事業、括弧の中に11事業ございますけれども、こちらのほうも同じく見込み量と確保の内容、実施時期を定めております。

そして3点目として、計画の推進体制を定めております。

今回、中間見直しを行う理由でございますけれども、平成29年1月に国から見直しの手引が出されまして、資料2つ目の四角、黒い四角でございますけれども、そこにありますように、幼稚園・保育園の支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数、難しい表現しておりますけれども、幼稚園・保育園の入園児童数でございます。この児童数が、計画の見込み量と10%以上乖離している場合に見直すことという方針が出されました。本市では、保育事業におきまして、ゼロ歳児が約35%、1・2歳児が約14%計画と乖離していることから、見直しを行うものでございます。あわせて地域子ども・子育て支援事業11事業につきましても見直しを行うものでございます。

資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。

先ほど10%以上の乖離と申しましたが、いつの時点で判断するのかということでございますが、国のほうからは平成28年4月1日現在の数字で判断するということになっております。

上の表の左端、平成22年から記載しておりますが、右のほうへ行きますと平成28年度をごらんいただきたいと思っております。この実績というところが入園児童数、計画が見込み量になります。ゼロ歳児では実績53人に対して計画82人ということで、ここでは計画が上回っておりますが、この差29人が先ほど説明しました約35%の乖離ということになります。同じように1・2歳児の実績が444人、計画が389人ということで、こちらは計画より実績が多くなっており、その差55人が約14%の差となるわけです。こういったことから、見直しを行うというものでございます。

表に戻っていただきまして、スケジュールでございますけれども、今回教育福祉委員会に御報告させていただきまして、この後、可児市子ども・子育て会議、これは下にございますけれども、学識経験者、福祉・教育関係者など12名で構成をしておりますけれども、その会議にも諮りまして、10月から12月にその内容につきまして、またこの委員会と会議へ報告させていただきながら、12月からパブリックコメントを行い、平成30年3月までに改定を完了したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（山根一男君） この件に関しまして質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 済みません、この1・2歳児はとにかく多いということで、ゼロ歳児は計画値よりも実績が少ないということは、これを見直すということは、この計画値が82人になっているわけですけど、来年だと100人ですけども、これを減らすということですか

か。

○**こども課長（河地直樹君）** これは先ほど申し上げましたように、4月1日現在という数字となっております。ゼロ歳児ですと、年度当初は少ないんですけども、年度途中から育休明けでふえてまいりますので、1年間たちますと大幅に53人からふえて計画値を超えるような状況になっていきますので、計画値を減らすようなことは今のところ考える方向はありません。

○**委員（富田牧子君）** 単にゼロ歳児、1・2歳児というふうになっているんですけど、今度の新しい考えとして、短時間と長時間というか、標準時間だという言い方だと思うんですけど、子供を保育する時間、実際割合としてはどれくらいなんですか、ゼロ歳児とそれから1・2歳児で保護者の時間ですけど。また、そういうことは余り関係なく、単にゼロ歳児はこれだけ、1・2歳児はこれだけだから乖離しているから数値を改めましょうという、そういう話ですか。

○**委員長（山根一男君）** 執行部の回答、ありますか。

○**こども課長（河地直樹君）** 先ほどの数字ですが、今ちょっと手元に数字がございませんので、そういう点についても精査して今後努めてまいりたいと思いますのでお願いします。

○**委員（富田牧子君）** それって現時点でしかわからないですよ。だって、勤務形態がどういふふうになっていくかは、お母さんはわからないので、今現状がどういふふうかということちょっと伺いたいだけなので、それを入れていくというのは大変難しいであろうなということだと思います。

○**委員長（山根一男君）** ほか、質疑ございませんか。

○**委員（富田牧子君）** 今回、議案、ここに関係ないといえば関係ないかもしれないかもしれませんが、議案の第37号で税条例の改正があったんですね。その中で、家庭的保育事業と居宅訪問保育事業と、それから事業所内保育事業の固定資産税の話がちょっと出てきたんですけど、これって全然関係ないことじゃないので、私はぜひ説明をしていただきたいと。

というのは、本当に今、保育のいろんな制度って何が何だかよくわからない、AやらBやらCやらが出てきたりとか、企業内保育が出てきたりとか、そういうふうがあるんですけど、今後どういふふうに、この保育事業を市としてきちっとやっていけばいいのかというときに、大変関係すると思うんですね、この税金がもうちょっと安くなりますよ、3分の1になりましたよという話って。ですから、ここでも関係している税条例などは関係がないからと言わないで、やっぱり、ぜひ説明をしていただきたいと思います。

○**委員長（山根一男君）** 回答を求めますか。要望ということで。

○**委員（富田牧子君）** やっぱりこれって、皆さんが知らなきゃいけないことなんです。どういふふうな動向になっているかということは、こういうことも含めてわからないと、どんな保育園がいいやら悪いやらって、悪いやらとは言いませんけど、考えていくときにこういうことも知らない、とても新しい複雑な制度の中で、私たちはどう考えていったらいいのかってことは本当にわからないと思いますので、ぜひ説明、関係がないということではな

くて、税は総務企画委員会ということではなくて、関連するところはぜひ説明をして、こういうふうには何か変わるらしいですよということで、そうすると家庭的保育のことがふえるかもしれませんねとかいう話がありますので、説明をしていただけたらというふうに思いました。以上。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。意見として執行部のほう、また受けとめていただきたいと思います。

何かほかに質疑とかありますか。子育て支援事業計画全般のことも含めましてで結構ですけど。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

次に事前質疑1. 認知症予防を含めた可児市の介護予防事業の現状と今後について議題といたします。

質問者であります田原理香副委員長、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（田原理香君） 介護が必要にならないために、介護予防事業というのは大変大切なことです。先日、桜ヶ丘で認知症予防講座がありましたときに、大勢の高齢者の方々がおいでになっていました。この認知症予防講座におきましては、非常に皆さん大変楽しみにしておると。すなわち、外に出る、地域の家の中に閉じこもるんじゃなくて、とにかく出てくるということで、まず体を動かす、頭を動かす、あとそれからお友達をつくる、お話をすることということで大変いいことだと思っておりますし、それが介護費にもかかわることだろうというふうに思っております。

実際、ほかの市町でもこういう介護予防事業を非常に盛んにして、それが地域の中であちこちできたことで、その介護の認定度も下がってきたということも聞きますので、ぜひ、可児市におきましての介護予防事業の現状と今後、今やっつけていってやることについてお伺いしたいと思って質問いたしました。

○委員長（山根一男君） 執行部のほうから説明いいですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） よろしくお願ひします。

介護予防事業についての御質問ということで、今年度の介護予防事業につきまして、少し説明させていただきます。

介護予防事業につきましては、大きく4つに分けて今、考えているところです。1つ目は運動の教室、それから2つ目に口腔の教室、歯ですね。それから3番目に認知症予防の教室、それから4つ目は地域サロンへの支援活動ということに分けて進めております。

1つ目の運動の教室につきましては、昨年度までは健康増進課で、公民館3会場を使いまして「はつらつ運動教室」というものを開催しておりましたが、今年度からは一定期間だけではなくて、できるだけ長く継続していくものにしていきたいというふうに考えております。現在、制度を検討しているところでございますが、まとめ次第、地域の皆様に提案していきたいというふうに考えております。

2つ目の口腔の教室でございますが、これは昨年度から引き続き「おいしく歯歯歯教室」としまして、歯科医による講話と歯科衛生士によるお口の運動指導を中心に、市内6の公民館で開催を順次しております。この教室には、歯周病検診、ぎふ・さわやか口腔健診、それから歯科医における一般診療などで指導が必要とされた方に個別案内をするほか、一般公募で参加者を集めております。

それから認知症予防のための教室ですが、昨年度、総合会館を会場に、のぞみの丘ホテルさんと協働で認知症予防教室を開催しました。この教室では、指導者の養成もあわせて行いまして、平成29年1月以降、若葉台とそれから広見で新たな継続教室が立ち上がりました。今、御指摘の教室ですが、本年度は桜ヶ丘と帷子公民館でそれぞれ6カ月間程度、同様の教室を開催、順次いたします。期間終了後も、継続教室として引き継いでいけるようにしていきたいというふうに思っております。

また、老人福祉センターの可児川苑とやすらぎ館においても、認知症予防の運動教室を月に2回ずつ開催するようにしました。それぞれ20から30名ほどでございますが、参加をいただいております。また、若葉台の教室を参考に、光陽台でも今年度から教室の開催に向けた動きが今出ております。

認知症の関連におきましては、このほかに各地域包括支援センターが公民館や集会場などに出向いて行う物忘れ丸ごと相談や、MC I 講座というようなものも昨年度に引き続き行っております。

それから地域のサロンへの支援活動といたしまして、理学療法士がサロンへお邪魔する「元気はつらつ支援事業」と歯科衛生士が訪問する「お口健やか支援事業」という2つのメニューを用意しております。昨年度から始めたものですが、サロンの皆さんから大変好評をいただいております。今年度も同様の事業を現在、案内をしまして申し込みを受けたところでございます。それぞれの事業に、20前後のサロンから今年度申し込みがありましたので、理学療法士、あるいは歯科衛生士と調整を図っているところで、7月以降お邪魔していきたいというふうに思っております。

以上が今年度の介護予防事業の概要ですが、今後は市内の各所に介護予防につながる、いわゆる集いの場をたくさんつくっていきたいというふうに考えております。その全てを市が運営することは不可能ですので、市は講師の派遣を、それから地域の自治会やサロン、ボランティア団体の皆さんには会場運営をしていただくというように、役割分担をしながら多くの場所をつくり、一人でも多くの方に通っていただけるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（山根一男君） 何かこの件に関しまして質疑は。

○副委員長（田原理香君） ありがとうございます。

今、介護協議体組織のところでも、やっぱり地域の展開ということにも非常に大きな大事などところになっているんですが、ぜひこういった介護予防事業が地域でできれば自治会とか、自治連合会も交えたところで本当に展開できることで、それが介護協議体組織づくり、第2

層のほうにつながっていくと思うので、ぜひ自治会とかのほうにも声かけをしていただきたいと思います。いつも地域のほうでこういったことができるといいなと言うけれど、自分たちとしてはなかなかこういう教室を開こうとか、やりましょうとか、じゃあ先生はどうするんだということにはなかなかありません。ぜひ、こういういろんな企画を地域で、ぜひ自治会でやったらどうやろう、ここでやったらどうやろうというふうにどんどんどんどんボールを投げていていただいて、そうするうちに点と点が線につながるような協議体組織づくりに多少はいい影響になるような気がしますので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（山根一男君） ほか、質疑ありませんね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続いて事前質疑2. 公共施設等マネジメント基本計画における今後の取り扱いを検討する施設についてを議題といたします。

質問者であります富田牧子委員質問事項の説明をお願いします。

○委員（富田牧子君） 済みません、市の広報の5月1日号に、マネジメント基本計画についていろいろ書いてあるんですけど、2ページ3ページ、ここのところに集約を検討する施設の例、それから廃止、民間譲渡を検討する施設の例というのが出てきて、実は学校のところでは帷子小学校と南帷子小学校、それから西可児中学校と広陵中学校、こういうふうに書いてあったので私は大変びっくりしたんですけど、それで帷子の地域の方からもこれは本当ですかと、こういうふうなことをもう先に予定されているんですかというふうに聞かれたわけですよね。

学区の問題というのは、ちょっと前に学校規模適正化検討委員会が検討の報告を出して、今のままでいきましょうという話が大体出ていたというふうに私は理解しているんですけども、今後、ここに書いてあるということは、実際に帷子地域で小学校と中学校の集約を検討していくということなのかということも1点聞きたいのと、それからもう一つは、下の廃止、民間譲渡を検討する施設の例としてふれあいの里が挙げられているわけですよね。今、指定管理で、まだ指定管理の途中なんですね。それで、社会福祉協議会が運営している。あと3年後だったかなと思うんです、切れるのは。それとも4年後かもしれません。こういうことを書いてあるということは、今まで社会福祉協議会が一生懸命、実際に私のところも自分の子供がふれあいの里可児でお世話になったから、やっぱり本当に大切にしてほしいと思うこの施設を、廃止したり民間譲渡をしたりしていくと検討するということか、ここに書いてあることについてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（山根一男君） この件に関しましての執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（細野雅央君） まず、この学校の件ですが、結論から言いますと、帷子地区を初めとした市内の小・中学校の集約化を検討するということは、将来における選択肢の一つではありますが、現時点では考えておりません。

可児市学校規模適正化に関する基本方針では、当面は全ての学校において現状のままで今後の児童・生徒数の推移を注意深く見守っていくこととしておりまして、教育委員会としても、この基本方針の内容を継続していくことを再確認したところでございます。

なお、可児市公共施設等マネジメント基本計画は、市の公共施設全体における適正な縮減目標、施設の長寿命化などを検討し、限られた財源の中で近い将来始まる公共施設の建てかえに備えるための計画でございます。

この基本計画では、南帷子小学校の建てかえ時期に当たる平成 51 年度の前年度に南帷子小学校との集約を見込んだ規模で帷子小学校を更新するという計画案が示されております。

また、広陵中学校の建てかえ時期に当たる平成 57 年度の前年度に、広陵中学校との集約を見込んだ規模で西可児中学校を更新する計画案が示されております。

これらの計画案は、一定の基準に沿って一つの考え方を示したものでございます。が、決定事項ではありませんし、その時々児童・生徒数やその後の見込み、財政事情などの社会情勢、教育のあり方などの教育制度、さらには各学校施設の老朽化の進みぐあいなどによって計画案が変わってくるということは言うまでもないということでございます。以上です。

○福祉課長（大澤勇雄君） 広報で示されたふれあいの里の民間譲渡については、公共施設マネジメント基本計画の中での公共施設の考え方を示したところです。

平成 28 年度からふれあいの里可児指定管理者選定に当たっては、可児市社会福祉協議会から今後 5 年をめどに社会福祉協議会への譲渡について協議いただきたい旨の申し入れがありました。今後、社会福祉協議会の申し入れを参考にしながら指定管理期間、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間の間に方針を決めていきたいと考えております。

○委員（富田牧子君） だから、それぞれのところはわかりましたが、特に学校の場合は今から 22 年後の話だということですけど、大変これって読んだ人に今すぐにも学校が統合されるのかという誤解を招きやすいと思うんですね。私は、コスト縮減方法と書いてあって、将来そういうことがあるかもしれませんよという話はいいと思うんですけど、この具体例として一地域をこのように名指して、小学校も中学校もさもすぐに、今聞くと 20 年後でしたけど、そんなこと書いてないから、やっぱり地域では本当に、本当なの本当なのと何遍も今まで出て来ているもので、帷子の地域って帷子小学校がそのまま広陵中学校へ行くもんですから、人数が減ったりすると絶対出てくるんですよ。広陵中学校がなくなって老人施設に転換されるかもしれんとか、そういうことを、でも本当に、今まで私が議員やってきた中で、何遍そういう話を市民の皆さんから聞いたかわかりません。そういうぐらいのところに、余りにも軽率ではないでしょうか、こういうふうに書くということは。やっぱり書かれたところだって、これは出しているところは課は違うといっても、もうちょっと慎重にこういうことをやっていただかんと、ぱっと出されて本当に混乱しますよ。私は、それでこれを書いたところに非常に反省を求めたいというふうに思うんですね。

私も自分で議会広報を出しているんで、本当に情報ってどうやって出していくかということとをすごく気をつけて、本当に細かいところまで気をつけてやっているわけです。20 年後

にはこういう計画あるから、ほんなら書いておこうかというぐらいの話では、本当に市民に混乱を起こしますので、特に教育委員会も関係してくるといふか、対象になっているところですから、きちっと私はこの書いたところに抗議を申し込んでいただきたいなというふうに、そういうふうにしてきょうは言いました。

お話を聞いて安心しましたが、市民に出す情報というのはもっともっと本当に慎重であるべきで、きちっと正確に出していただきたいなというふうに思いました。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

今の件は、執行部としてはその課にまたがるような記事が載る場合に、そういう打診みたいなものはないんでしょうかね。済みません、私からの質問で。お願いします。

○教育委員会事務局長（長瀬治義君） 今回の御意見、舌足らずの面があるという広報誌への掲載方法ですね。そのまま担当課のほうへ意見を伝えます。

ただ、予想で言うてはなんですけれども、将来的にはそういう危機感も持っておかなきゃならんと。そういう趣旨が酌み取れるというふうには私どもは考えております。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかに、質疑とか御意見ないですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

これにて協議事項のほうも終了いたします。ここで、議事の都合によりまして暫時休憩したいと思います。以降の議事につきましては委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 10 時 39 分

○委員長（山根一男君） では、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

協議事項 1 の議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

本年 5 月の議会報告会におきまして、意見交換の際にいただいた市民からの意見の中で、教育委員会に振り分けられたものを資料として配付していただいておりますので、これらの意見につきまして、その取り扱いを協議したいと思います。

○議会事務局書記（服部賢介君） それでは資料 2 をごらんください。

議会報告会での意見の取り扱いについてということで、教育福祉委員会所管のものを掲載してございます。

1 つ目は、子供たちが地域とのかかわりの中で育つ環境づくりということで、これは下恵土公民館のほうで出た意見でございます。若干内容が補足してありますけれども、地域は子供たちと多くの地域活動でかかわる中で、我がまちに愛着を持ってもらえるよう、よい経験を積ませて心豊かにたくましく育ってもらえるようにかかわっていくことが大切ではないかということで出された意見でございます。

もう一つは可児市健友連合会の活動は各自治会、自治連合会単位の活動に転換すべきという意見で、これは土田公民館のほうで出された意見でございます。

可児市健友連合会の会員は高齢化しているため、自動車運転免許の返納も多く、移動が困難であると。各自治連合会単位の活動に転換し、その上で、例えば連合会内の子供会の役員の中に老人クラブ担当をつくり、連携会議ができるように体制づくりを行う。そうすれば、老人クラブだけのイベントではなく、地域の若い方、年配の方を交えた活動ができるはずであるということを出されたものでございます。以上でございます。

○委員長（山根一男君） この2つが一応振り分けられておりますけれども、何か御意見。

○委員（川合敏己君） これ多分、私がまとめたやつがここに載っかっているんですね。だから私の意思を出していないやつも、でも、多分私がまとめたものです。

この2番目の健友連合会のことは、市がかかわっているとはいえ、やはり健友連合会の中で決めていただくことがいいんだと思うんです。私たちがもしできるとするならば、こういう団体の状況を議会として知っておくということはあると思うんですね。もし、例えば皆さんの賛同が得られるようなことがあれば、こういう各種団体との情報交換というような形で取り上げていったらいいんじゃないかなというふうには私は思います。

ただやっぱりここはよくよく状況を把握しておかないと、やはりごく一部の御意見だけの話なのか、それとも全体でそういう話になっているのかというのは全くわからないので、切り取った情報だけで委員会として何かしらしていくというのはちょっと慎重にした方がいいということもありますので、まずは委員会としては、もし賛同が得られるのであれば、各種団体との情報交換というような形での位置づけで懇談を設けてもいいのかなというふうには思います。

1番目に関しては、これはちょっと非常に抽象的な意見です。これはあえて私取り上げなかったんですけど、あえてここに出ていたもんですから、多分伊藤壽さんのあたりが大切だということを出していただいたんだと思うんですね。

ここの1番に関してはコメントのしようがないですね。そのとおりにかなというふうには思いますので。

○副委員長（田原理香君） 私も同感でございます。

そもそも子供たちが地域とのかかわりの中でなんて当たり前なこと、だから議会報告会の中でも地域の中で子供を育てるということでのテーマとして何回も私たちのほうで上げさせていただきましたし、そうですよねというところでしかないし、議会全員協議会でも発言しましたが、そもそも議会報告会の中での預かり方ということにおいて、もう一回あわせて検討したほうがいいんじゃないかなという気はしております。

それから健友連合会は川合議員と全く一緒に、健友連合会からしたら、何をよそ者が、ほかの者がと。健友連合会の方の運動会も行きましたし、いろんな子供とかかかわるところで、しょっちゅう健友連合会の方々が本当に動いておられます。

御本人たちが、いやあ、まあ僕は高齢化しておるでちょっと連合会に来てもらいたいわな

というふうに、本人たちが、連合会の方がおっしゃったならばともかく、よその人があそこはまあ高齢化しておるでなんていうのは、本当にいかがなものかというふうな気がして、今川合議員がおっしゃったように、情報交換じゃないけど、ちょっと懇談会をじゃあ一度健友連合会さんでやってみようかねという、ここはやっぱり子育てだったり、いろんなところのお年寄りの方々だっているんなことでの情報交換は、今後非常に私どもも勉強になるところなので、懇談会をというぐらいで、やっぱり出し方においては非常に考えて出したいなという気がしております。以上です。

○委員（出口忠雄君） 全く同意見でございますけど、特に2番目のところは、一部連合会においては既にそういう取り組みをなされておられる連合会もありますし、あえて教育福祉委員会で積極的にかかわるといのは、やっぱり相手もあることですし、いかがなものかと、そういう思いです。

○委員（富田牧子君） 私も健友連合会と別に懇談しなくてもいいと思うんですね。私は該当年齢に入っているけど、老人会は入っておりません。入りたくないし。なので、全く任意の団体であるので、今まで私たちがいろいろ懇談してきたのは、教育委員さんであるとか民生委員さんであるとか公的な方たちなので、任意の団体とやる必要は余りないんじゃないか。やれば、何とかして会員ふやしてくれとかそういう話ばかりになるので、ちょっと私はこれは避けた方がいいんじゃないかなという全く率直な意見ですけど。ごめんなさい。

○委員長（山根一男君） ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

私も健友連合会自体、余り理解できていないんで聞いてみましたら、中濃ブロックもあるし、また岐阜県もあるし、要するにこれがないと縦のつながりもなくなるということで、会自体は必要ではないかといいますか、担当の方が一応1人、市役所の中にもいらして、事務局の機能かといえどもないんですけども、一応面倒を見ているという方が囑託の方で1人いらっしやいました。

21の団体が所属しているけれども、所属していないところも結構あって数はつかめないし、いつときは50とかいう団体があつたけれども、今21と、ずっと減り続けているということで、もしかしたらやっぱり当然いろんな課題があるかと思うんですけども、そういう状況です。

特に懇談会、毎月1回月曜日とかにやられているという話でしたけれども、懇談を持つとかいうことはじゃあ反対ですか、富田さんは。この委員会がスタートしたころに、どういったところと懇談を持つべきかと話をした中の一つには入っていたかと思っておりますけど、結果的には公的なのというか、今言ったようなところとしかやっていませんけれども、それをどう広げていくかというのは今後の課題かもしれないですけども。

一応この案件につきましてはどうしましょうか。委員会としての課題として取り組んでいくべきか、あるいはこの場でこういったことがあるということで、委員会で承知しておくということで、聞きおきという言葉がいいかどうか分かりませんが、一応共通認識として皆

さんわかったという形でいきたいなと思います。

それでは、次ですかね。たまたま上げられていたのはこれだけですけど、いろんな自分がかかわった中で、あるいは一般質問なんかも含めまして、この委員会として何か取り上げたほうがいいかなというような思ったことがもしあれば、またこの場で言ってもらってもいいですし、引き継ぎのちょっと前に、この2つの案件はこちらのほうに振り分けられましたけれども、それぞれが皆さんかかわっておられたと思います。その中で、教育福祉委員会の課題として、あるいは皆さんに周知したほうがいいようなことがもしあれば。

急に言ってもそうですけど、一応そういうことだと思っんです。

○副委員長（田原理香君） 今回、実は事前質疑のところ介護協議体組織について、高齢福祉課に質問しようと思いました。そうしましたところ、やはり地域みんなで、地域みんな丸抱えして、みんなでやっていかなきゃいけないと。実際、生活支援においては、事業所のほうがもう手がいっぱいなので、それはできないというふうに断っているというお話を聞きました。

そうすると、その方々がどこでやるのかといっても、まだ地域の人たちが生活支援を受け入れるということにはなっていませんし、金額的なこととかいろんなことをあわせて、まだ介護協議体組織の具体的なところが進んでいない。高齢福祉課長の言い方では、一歩進んで二歩下がるとおっしゃっていましたが、本当にそういう状況だそうです。とりあえず進んでいないというか、高齢福祉課だけではとてもじゃないけどやれるものでもないし、非常に困難を抱えて、じゃあ本当はこれから自治連合会や自治会もあわせて地域ぐるみでこういったことを助け合い、支え合い、また生活支援をどうやっていこうかということが本当に地域で大問題なんだけど、まだそれが地域で受けてやっていこうというふうにとどの地域もなかなかないという現状が、ということだけちょっとここでお伝えします。

○委員長（山根一男君） それぞれ問題意識はあると思いますし、またそういったことを自由に討論して……。

〔発言する者あり〕

そうしたら、最後のところへ行きたいと思います。

〔発言する者あり〕

2つともそうですね。もしそういったものがあればということで。済みません、予定には書いていないんですけども、一応。

〔発言する者あり〕

済みません。説明が足りなかったですけども、最後の設問ともかかわってくることはありますけれども、一応この2つが全てかどうかということも含めまして、皆さんの中でこの委員会、あるいは引き継ぎもするしかないようなことになってくるかもしれないんですけど、何かそういうところがあればということでちょっと今発言しました。

○委員（富田牧子君） 議会の初めにいろいろこれをやろう、あれをやろうという話を秋にしたような気はするんですけど、じゃあこの一年でどこまでやれたかということを見ると、私

はこの引き継ぎなんて、そんなおこがましいことはやめたほうがいいというふうに思うわけです。

ここに居る人がそのまま残って、全部同じメンバーで次もやる。でも、それはわからないから、全然違うメンバーの人にこういうことをやりなさいよとか、やっってくださいよとか、そんなことを言えるもんじゃないと思うんですね。だから、常日ごろから私は引き継ぎそのものに大変な疑問を持っておったんですけど、やっぱりそのことに当たった委員会が自分たちのこの一年の間でやれることはこういうことでこれをやろう。それで、今は次に何をやるかじゃなくて、この一年ちゃんとできたかどうか、その総括をすべきであって、次の人、これやってね、あれやってねなんて言うんじゃないというふうに思うんですけどね。

今の議会のあり方として、これすごくやっぱり無責任だし、問題だというふうに思いますけど。課題だけ列記して、いかにもやっているような。でも、そうじゃないというふうに思うんですね。でも、やったことはちゃんとあるので、委員会としてやったことはちゃんとあるから、この委員会はこの一年でここまではやれたよということを示していただきたいし。それは委員長に示していただきたいし、それを見た上でなおかつまだもうちょっとやったほうがいいねということがあったら、それぞれがまた質問で取り上げてくださいねとかということで、次の委員会さんお願いしますなんていうのは、余りにもいいかげんな話過ぎるというふうに思うんです。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。ちょうどそういう話を本委員会の打ち合わせのときにしていました。じゃあ、議題として、最後の次期委員会への引き継ぎにつきましてに今入っていますのでよろしくお願いします。

やはり引き継ぐ前に、まずこの委員会でどうだったんだ、何ができて何ができなかったのかがわからなければ引き継ぎもできないんじゃないかということで、この場で、一応この議題としては次期委員会への引き継ぎとしか書いてないんですけども、このメンバーでこうやって話し合うのも、これが最後になる可能性が高いですので、ぜひこの1年間、1年たっていないけれども、についての活動ですとか、何ができて何ができなかったとか、そのうちのこれだけはやはり引き継ぐべきだというところを絞り出していくという作業になるかと思うんですけども、本当にできたこと、できなかったこと、課題も当然ありますし、そういったことの反省も含めまして、運営の仕方も含めまして、あるいは今富田委員が言われましたように、この議会として、この委員会の引き継ぎという、ただそれだけで終わっていいのかというようなことだと僕は理解したんですけども、何かしらの、じゃあ委員長として、最初にこういうことをやりたいとか、何か方針みたいなものを出したからには、最後に総括みたいなのは出すべきだとかいう話になるかもしれませんが、ぜひ忌憚ないところ、御意見いただきながら次につなげていきたいなと思いますので、あとこの委員会もきょうで終わるわけではありませぬので、まだ継続しておりますので、このメンバーの中でもできることがありましたらお願いしたいと思います。

○議会事務局書記（服部賢介君） 今お配りしたのは、昨年9月の委員会で前教育福祉委員

会からの引き継ぎ事項としてお出ししたものですので、よろしく申し上げます。

○副委員長（田原理香君） 打ち合わせのときに、今富田委員がおっしゃったようなこと、やっぱりやりっ放しじゃあかんよねと、一回ちょっと振り返って私たちは何ができたのかを合わせてから、じゃあ次にということも考えましょうという話が出たため今の資料は用意されました。

今回、本当に情けなかったと思いましたが、中村議員が駅前拠点施設について、基本的なことを質問をされました。もっとこれは教育福祉委員会の中で進捗状況とか、定期的にそういったことを確認すべきで、ほかの委員さんから、基本的なことがどうなっておるんだということを質問されたことは、ほかの議員さんにもちょっと申しわけなかったし、我々としても、ちゃんとこれはきちっとやるべきことだったことであって、反省するところでありました。

○委員長（山根一男君） 他に、どうぞ。もし、委員に引き継いででもいいですし、全体的なことでもいいですので、自由討論でいきたいと思います。

私も今の件で言いますと、本当に、この条例案に出てくるまでなかなか詰めができてなかったというところで、条例案になるともう否決するということは、それはそれでまた大変なことになってきますので、もう少し前の段階での打ち合わせができていなかったなあという、一応この今期でいえば一番メインの課題になっていた子育て全体にもかかわらず、断片的な情報しか今まで入れてなかったなあというのは反省しています。

○副委員長（田原理香君） 反省ならばいっぱい、たくさんございます。

○委員長（山根一男君） どんどん言ってください。

○副委員長（田原理香君） そういうことも言っていいんですか。

○委員長（山根一男君） いいです。言って。いいです、はい。

○副委員長（田原理香君） 今回、こういう重点調査研究科目として、項目として上げてきて、こういったところへ行きたいとあってありましたけど、やっぱりこのことをやりたい、そのためにはどういう視察をしていったらいいのかという、そもそも年間計画みたいなものを立てて、それでぎりぎりになってこれやるぞと、何のために行くんだみたいなことがその場に出るのではなくて、年間計画を立てて、それで委員にも周知して、そのつもりでこれを取り組んで、1年間終わったら、このことについてはきちっとみんなが協議だったりとか、勉強できたりとか注視できたというふうにするために、やっぱり終わった後に委員全員が共有するということが必要だというふうに思います。そういう反省も踏まえて、やっぱり課題に対して、私たち委員会委員としてきちっと意見など出していけるように、そして執行部にも出していけるように、代表質問をするということも今後出てくるとは思います。そうであれば、本当に私どもの課題に対する解決の方策など、やっぱり積み重ねの委員会であるからには提言していかなければならないということも、反省も踏まえて思っている次第でございます。

○委員長（山根一男君） そのほか自由にどうぞ。反省点、批判も含めて結構です。次につ

なげていければと思いますけれども。

課題として、福祉的課題3つ、前委員会から引き継いだものがそのままほとんど福祉的課題として3つ、可児駅前子育て拠点施設、あるいはキッズクラブ、地域包括ケアシステムと上げた。教育的課題は1つだけ、美濃桃山陶、美濃金山城の文化財整備と、この4点が一番当初、課題として上げたわけですがけれども、それぞれの取り組み方が本当によかったのか、満足いくものであったかどうかも含めまして、教育的な課題がやはり少なかったなという感じもしますし、無理やり課題を出すべきではないかもしれませんし、その辺の考え方と取り組み方も含めて、ぜひ御意見としていただきたいんですけど、どうでしょう。これをそのまま次に引き継ぐかという話につながっていくかと思えますし。

○委員（富田牧子君） 正直、すごく今って忙しいと思うんですね。どうなんですかね、議会報告会は必ず年2回はあって、その前後でそういう準備もあるし、特別委員会がしょっちゅう開かれているということで、本当になかなか常任委員会で腰を据えてこれをやろうと、あれをやろうという時間ってとれないような気がするんですけども、昔に比べて本当に私は忙しいと思うんですよ。だから本当になかなかいろいろ頭ではこういうことをやりたいとか、そういうことをやりたいと思っていても、実際に時間がとれないというのが正直なところじゃないかなと思うんですね。そういうところで無理にいろいろ課題を設定したりとか、特別委員会でいろいろやったりとか、本当にこういうことでいいのかなというか、落ちついてもっと考えると、また委員会で懇談できる時間があればなあというふうには思いますが。感想というか、思うところですけど。ちょっとやっぱりえらい、オーバーワークな気がする。市民から言わせたら、何もやってないと思うかもしれませんが、内側から見ていると、本当によく皆さんいろんな委員会にも出て、そのための視察もいろいろ行ったりとか、よくやっていると思うんですけど、いかんせんそんなふうには評価してもらえませんが残念ですけどね。

○委員長（山根一男君） なるほど。確かに時間の調整というのは一番私も大変だったなと思えますし、それぞれ皆さん忙しくされている中で、この7人が一致するってなかなか難しい気がしますけれども、ただ、今後の議会改革の歩みの中でどうなんだという話もありますし、委員会機能の充実という声はずうっと前から言っていますけれども、それがどういう形でできるかというのが、まだまだこれだというものができていないような気がしますけれども、その辺の感想も含めていかがでしょうか。

[発言する者あり]

じゃあ、記録なしの自由討議ということで。

じゃあ、休憩。じゃあ休憩とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時25分

○委員長（山根一男君） じゃあ、休憩を解きまして、最後の案件でありますところの次期へ

の引き継ぎ事項についての皆さんの話し合いをしないと、議論したいと思いますので、休憩を解きたいと思います。

では、また発言のほうお願いいたします。

先ほどの次期委員会への引き継ぎ事項についての、まずは考え方も含めまして……。

○副委員長（田原理香君） 委員長、副委員長で取りまとめるという御意見もございましたので、またほかにあれば言っていただければいいんですが、ここに書いてあるところ、以前からの課題ともなっております子育て拠点施設の注視という観点から、例えば駅前子育て拠点施設というのが可児市子育て健康プラザに変わりましたので、可児市子育て健康プラザの施設整備、それから活用、もうこれから運営・運用していくわけなので、活用の進捗状況を定期的、または随時、それは委員会、議会ごと、ちょっとわかりませんが、において確認をするということが1つ。それから生活支援体制において、やはり第1層の協議体の、今つくっておられますが運営状況と、それから第2層協議体の設置及び運営状況も定期的に、または随時確認をするということを入れていただけたらどうかなと思います。

○委員長（山根一男君） 済みません、2番目は包括ケアということに対しての……。

〔「包括か」の声あり〕

じゃあ、もう一回お願いします。第1層と第2層とありましたけど……。

○副委員長（田原理香君） 済みません。今、私が言いましたのは、委員会、議会のたびに、確実にこのことは報告してもらい、説明をもらい、確認をするということが必要ですよねというところで、最低のところとして今、2つ申し上げたところがございます。皆さんから御意見いただければと思います。包括ケアとかその辺においては。

○委員長（山根一男君） テーマとしては駅前の拠点と、もう一つは何ですか。

〔「引き継ぎ」の声あり〕

今のやり方についての引き継ぎをすべきだという御意見だと理解しましたけれども、テーマとしては駅前拠点と……。

〔「生活支援」の声あり〕

生活支援の整備について引き継ぎ。

〔発言する者あり〕

ちょっと錯綜していますけれども、先ほどの意見交換の中でありましたけど、とりあえずテーマとして選ばなきゃいけないと、いけないかどうかわかりませんが、それはまず求められているのと、御意見の中ではテーマというよりは、一年間何をやってきたかということを引き継ぐべきだ、こういうことをやってきたという、これは御意見を言ってもらったらいのかな。考え方もあるんですけども、ちょっと根本的なところですけども、ただテーマをぼんと言うだけではだめだというような御意見があれば教えてください。

○副委員長（田原理香君） テーマということであれば、先ほどから言っている可児市子育て健康プラザについてと、それから大きく言うと地域包括ケアシステムの構築ということですか。

○委員長（山根一男君） 2点ですね。ほかの委員の皆さんは御意見いかがですか。そのテー

マと、先ほど言った、テーマだけではなくて、もう少し違う形の引き継ぎがあるんじゃないかというような、ちょっと根本的な話になってきますけれども、それは多分今まで口頭でされていた部分だと思うんですね。委員会の引き継ぎとしては、引き継ぎ事項ということで1つ、点数は別に規定はないですけれども、引き継ぐということです。今求められたのはその点だと思いますけれども、具体的な意見としまして、もっと何をやってきたのかということを引き継ぐべきだという、ちょっとこれは御意見としてはいただいていない形になりますけれども。

課題に関しましてでも結構です。今、田原副委員長の御意見ですと2つに絞り込んでということですね。

○委員（富田牧子君） その2点でいいんじゃないでしょうか。私はこれが大事だと思いますけどという感じで。あとどういうふうにやっていただいても構いませんので。一応、1年間の総括としてこの2つは大事だと、取り組んでもきたけど、まだまだ不十分なので。

○委員長（山根一男君） そうですね。はい。

○委員（富田牧子君） 注視してやってちょうだいよと。次の委員会の人にということで。

○副委員長（田原理香君） ただ、さっきおっしゃったように、やっぱり委員会、委員会ごとに市からしっかりと報告を受ける、説明を受ける、進捗状況を聞くということは、重点項目にもしたのものにおいては、やはりそういうことが継続的に必要ですということです。

○委員長（山根一男君） そうしますと、可児市子育て健康プラザについての継続的に注視していくということと、地域包括ケアシステムについてさらに次委員会に引き継いでいくということで、課題的にはよろしいですね、2点で。皆さんの御意見、ほかにこれを加えたほうがいいのかありましたら言ってください。

〔「なし」の声あり〕

異議なしですね。そうしましたらその2点につきまして、副委員長と委員長でもう少し丸めた形でつくっていききたいなと思いますけど、異議ありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それで、今ここでいろいろと意見いただきましたようなことを含めまして、本当はやはり確かに総括というものができていないといかんかと私も思いますので、ただ、委員会自体もうこの後ありませんので、別の形で何か進めていくしかないと思いますけれども、ぜひいろんな課題も見えてきたと思いますので、またどういう形であろうが、この可児市議会の中でよりよい形に持っていきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

そうしましたら2点決まりましたところで、本日協議することは全て終わりました。その他何か、御意見等ありますか。

〔「なし」の声あり〕

では、長時間にわたりまして協議ありがとうございました。これにて教育福祉委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午前11時32分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 6 月 16 日

可児市教育福祉委員会委員長